

春日井市分別収集計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 7 月 1 日作成

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)	6
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	7
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	8
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

私たちのまち春日井は、快適で文化的な質の高い生活を営むことができるようまちづくりを進め、尾張部を代表する生活都市として着実な歩みを重ねてきた。今日までこのまちを育んできた先人たちの歩みは、私たちにとってかけがえのない資産であり、誇りである。

しかしながら、都市化の進展と、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、市民生活にも多くの影響を及ぼしている。

このような状況のなか、私たちは、今日の環境問題の多くが物質的な豊かさや利便性を求めた日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が多大であることを認識した上で、市民、事業者、行政が一体となって環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していかなければならない。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて定めるものであり、ごみの減量と再資源化のための市民・事業者・市それぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組む方針を示している。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進することとしている。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの分別収集・再資源化が促進され、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を推進するに当たっての基本的方向は、春日井市一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 市民・事業者との協働による4Rの推進

市民・事業者・市の協働のもと、発生源でごみを断つこと(Refuse:リフューズ)、ごみとなるものを減量すること(Reduce:リデュース)に優先して取り組み、ごみとなったものについては、繰り返し使うこと(Reuse:リユース)、再資源化すること(Recycle:リサイクル)の順に循環的な利用を徹底することにより、ごみの減量や資源化を推進する。

(2) 環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築

4Rに優先的に取り組み、それでもなお排出されるごみは、法令等に従って適正に処理する必要がある。市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少ない方法で収集運搬、中間処理、最終処分を行い、安全かつ安定的なごみの適正処理を継続する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：トン

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	18,425	18,453	18,383	18,368	18,334
製品プラスチック	1,779	1,781	1,775	1,773	1,770

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次の方策を実施する。

取 組	内 容
使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの削減	使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの削減に向けてマイバッグやマイボトルの利用を推進するとともに、不必要なプラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルを促進するため、関係機関や事業者等と連携して情報発信を行います。
拡大生産者責任等の要望	製品の製造や販売においてプラスチック等のごみの発生・排出抑制が推進されるよう、国や製造事業者等に対してプラスチック等のごみ削減のための拡大生産者責任等について要望します。
プラスチック製品の資源化	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化します。
資源回収団体奨励金	市民による自主的な資源回収（集団回収）は、リサイクルの推進だけでなく地域コミュニティ等の活性化にもつながるため、資源回収団体に対して回収量に応じて奨励金を交付し、集団回収を促進します。
事業者による自主回収の促進	事業者によるプラスチック製品等の店頭回収など自主回収を促進します。
資源・ごみ出しカレンダー等による周知啓発	資源・ごみ出しカレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等によりごみの分別方法や排出マナー等を周知啓発します。

取 組	内 容
ごみ分別アプリ、SNS等による情報発信	ごみ分別アプリやSNS、ホームページ、JR駅デジタルサイネージ等を活用し、情報発信の充実を図ります。
エコメッセ春日井による情報発信の強化	環境啓発施設であるエコメッセ春日井の展示内容を見直すとともに、講座やイベントの充実を図ります。
転入者への啓発	転入者に対して環境カレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等を配付し、ごみの分別方法等を啓発します。
外国人や若年層への啓発の強化	外国人住民に対して外国語に対応した環境カレンダー等によりごみ出しルールを周知するほか、外国人向け日本語教室等と連携したごみの分別講座やごみ分別アプリの利用勧奨を行います。また、市内の大学等と連携し、若年層への啓発活動を行います。
青空教室	小学4年生や保育園等の年長児に対して、ごみの減量やリサイクルについて学ぶ環境教育を実施します。
子ども向け体験型講座	子ども環境アカデミーなど、年齢や関心に合わせた子ども向けの体験型講座やイベントを開催し、環境意識の醸成を図ります。
出前講座	地域の団体や事業者に対して、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座を実施します。
クリーンセンター施設見学	小学校や団体等によるクリーンセンターの施設見学を受け入れるほか、個人でも参加できる見学会のイベントを開催します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市民の協力度、収集体制、市が有する中間処理施設等を勘案し、分別収集する容器包装の種類及び収集に係る分別の区分は、次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主としてガラス製の容器 (無色、茶色、その他)	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック類
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

単位：トン

		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		
スチール製容器		26		25		25		24		24		
アルミ製容器		76		73		73		70		70		
ガラス製容器	無色	合計		合計		合計		合計		合計		
		429		418		406		395		383		
		引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	
	茶色	合計		合計		合計		合計		合計		
		308		301		292		284		276		
		引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	
	その他	合計		合計		合計		合計		合計		
		263		256		249		242		235		
		引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	
	飲料用紙製容器		39		37		35		34		31	
	段ボール		1,459		1,450		1,422		1,408		1,383	
	紙製容器包装	合計		合計		合計		合計		合計		
0		0		0		0		0				
引渡し量		独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量		
ペットボトル	合計		合計		合計		合計		合計			
	656		665		671		678		685			
	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量		
プラスチック製容器包装	合計		合計		合計		合計		合計			
	2,461		2,454		2,423		2,408		2,382			
	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量		
	2,461		2,454		2,423		2,408		2,382			
	(うち白色トレイ)	合計		合計		合計		合計		合計		
		62		61		61		60		60		
製品プラスチック	合計		合計		合計		合計		合計			
	0		0		0		100		400			
	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量		
		0		0		0		100		400		

※ 特定分別基準適合物等の量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みは、令和6年度の分別基準適合物等の収集実績及び春日井市一般廃棄物処理基本計画の推計値を踏まえて算定した。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、次のとおり行うものとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製容器	燃やせないごみ	委託業者による定期回収	市 (破碎→選別)
	飲料缶	委託業者による定期回収	市
アルミ製容器	燃やせないごみ	委託業者による定期回収	市 (破碎→選別)
	飲料缶	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	市 民間業者
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	ガラスびん	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	市 民間業者
飲料用紙製容器	牛乳パック類	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	委託業者 民間業者
段ボール	段ボール	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	委託業者 民間業者
紙製容器包装	雑がみ	委託業者による定期回収・市民団体による集団回収	委託業者 民間業者
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	市
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収	委託業者
製品プラスチック	未定(令和11年度末までに開始予定)	委託業者による定期回収	委託業者

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設は、市のクリーンセンターほか民間業者を活用する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	燃やせないごみ	袋	パッカー車 ダンプ車	市の粗大・不燃ごみ処理施設
	飲料缶	袋	パッカー車 ダンプ車	市のリサイクルプラザ
アルミ製容器	燃やせないごみ	袋	パッカー車 ダンプ車	市の粗大・不燃ごみ処理施設
	飲料缶	袋	パッカー車 ダンプ車	市のリサイクルプラザ
	集団回収	袋 網かご	平ボディ車	民間業者のストックヤード
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	ガラスびん	袋	平ボディ車	市のリサイクルプラザ
	集団回収	袋・箱	平ボディ車	民間業者のストックヤード
飲料用紙製容器	牛乳パック類	しぼる	平ボディ車	委託業者のストックヤード
	集団回収	しぼる	平ボディ車	民間業者のストックヤード
段ボール	段ボール	しぼる	平ボディ車 パッカー車	委託業者のストックヤード
	集団回収	しぼる	平ボディ車 パッカー車	民間業者のストックヤード
紙製容器包装	雑がみ	しぼる 紙袋	平ボディ車	委託業者のストックヤード
	集団回収	しぼる	平ボディ車 パッカー車	民間業者のストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	市のリサイクルプラザ
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	委託業者のストックヤード
製品プラスチック	未定(令和 11 年度末までに開始予定)	袋	パッカー車	委託業者のストックヤード

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集をさらに円滑かつ効果的に進めていくため、市民、事業者や学識経験者で構成する廃棄物減量等推進審議会において、必要に応じて、推進体制等を検討する。
- (2) 毎年度、本計画記載事項の実績や一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を管理するとともに、課題を整理し、令和 10 年度の本計画改定に反映させる。